

岐阜県公報

目次

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国
 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉国保課)

ページ

(同) 一

規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則五十八号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

本則中「振興同等」を「県事務所等」に改める。

第二条第一項中「振興局長(東濃振興局長を除く。)、西濃振興局揖斐事務所長」を「県事務所長(中濃県事務所長、東濃県事務所長及び恵那県事務所長を除く。)」に改める。

第九条の見出し中「支給方法等」を「交付方法等」に改め、同条第一項中「求めて支給する」を「求める」に改め、同項ただし書中「については」「を」「に」による隔地払いをすることができ「を」に規定する隔地払により交付する場合は、「この限りでない」に改める。

「函」

別記第十一号様式中「~~を~~を削り、「振興同等」を「県事務所等」に改める。

「函」

別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「~~振興同等~~」を「~~振興局長~~」に改める。

別記第十四号様式中「~~振興同等~~」を「~~県事務所等~~」に改め、同様式備考中「~~を~~」を「~~を~~」に改める。

別記第十八号様式から別記第十八号の三様式までの規定中「新潟 equal 等」を「新潟 equal 等」に改める。

別記第十九号様式中 「 equal 等」を「 equal 等」に改める。
別記第二十四号様式から別記第二十二号様式まで、別記第二十四号様式、別記第三十四号様式から別記第三十四号の八様式まで及び別記第三十四号の十様式中「新潟 equal 等」を「新潟 equal 等」に改める。

別記第二十五号様式中 「新潟 equal 等」を「 equal 等」に改める。
別記第三十七号様式及び別記第三十七号の二様式中「新潟 equal 等」を「新潟 equal 等」に改める。

別記第四十二号様式中 「新潟 equal 等」を「 equal 等」に改める。
別記第二十九号様式中 「新潟 equal 等」を「 equal 等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県生活保護法施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十四号）の一

部を次のように改正する。

本則（第二条第一項を除く。）中「振興 equal 等」を「 equal 等」に改める。

第二条第一項中「振興 equal 等（東濃振興 equal 等を除く。）、西濃振興 equal 等（東濃振興 equal 等を除く。）、東濃振興 equal 等（東濃振興 equal 等を除く。）」を「 equal 等」に改める。

別記第十二号様式から別記第十四号様式まで、別記第十七号様式から別記第二十三号様式まで及び別記第二十五号様式中「振興 equal 等」を「 equal 等」に改める。

別記第二十六号様式中 「新潟 equal 等」を「 equal 等」に改める。

別記第二十八号様式及び別記第二十八号の二様式中「新潟 equal 等」を「新潟 equal 等」に改める。

別記第二十九号様式中 「新潟 equal 等」を「 equal 等」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に提出された改正前の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類は、改正後の岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の規定による申請書、報告書その他の書類とみなす。